

(案)

銚子市公立保育所再編基本計画

令和8年 月

銚子市

目 次

I 基本計画の策定にあたって

- 1 保育所の抱える課題と銚子市公立保育所再編方針・・・・・・・・・・ 1
- 2 銚子市第二保育所と銚子市第四保育所の現状・・・・・・・・・・ 1

II 統合保育所整備の基本方針

- 1 統合保育所整備の5つの基本方針・・・・・・・・・・ 2

III 統合保育所整備の基本計画

- 1 施設の種類・・・・・・・・・・ 3
- 2 定員・・・・・・・・・・ 3
- 3 提供する保育サービス・・・・・・・・・・ 3
- 4 開所時期・・・・・・・・・・ 3
- 5 建設予定地・・・・・・・・・・ 3
- 6 建設予定地の都市計画・・・・・・・・・・ 4
- 7 建設予定地の敷地面積と航空写真・・・・・・・・・・ 4
- 8 園舎の構造・階数・・・・・・・・・・ 5
- 9 整備する施設・・・・・・・・・・ 5
- 10 現在の利用児童の入所について・・・・・・・・・・ 5
- 11 新規入所希望児童の入所について・・・・・・・・・・ 5
- 12 現保育所の取扱い・・・・・・・・・・ 5

IV 整備する施設の計画

- 1 園舎・・・・・・・・・・ 6
- 2 屋外倉庫（物置）・・・・・・・・・・ 9
- 3 所庭・・・・・・・・・・ 9
- 4 駐車場・・・・・・・・・・ 9
- 5 その他の屋外施設・・・・・・・・・・ 9

V 事業スケジュール

- 1 統合保育所建設の流れ・・・・・・・・・・ 10
- 2 事業スケジュール表・・・・・・・・・・ 11

I 基本計画の策定にあたって

1 保育所の抱える課題と銚子市公立保育所再編方針

本市では公立保育所2施設、私立保育所7施設、認定こども園1施設で保育を担っていますが、少子化により就学前児童数は令和12年度には令和2年度の半以下になると見込まれており、公立保育所では定員割れが常態化しています。また、公立保育所は建築から40年以上が経過し施設の老朽化が著しい状況にあります。

市では、限られた人的・物的資源を有効活用し、安定的な保育環境を確保するため、令和8年3月に「銚子市公立保育所再編方針」を策定しました。本基本計画では、この再編方針に基づき、統合後の保育所の整備方法、位置、スケジュールなどを定めるものです。

2 銚子市第二保育所と銚子市第四保育所の現状

(1) 建物（園舎）

銚子市第二保育所と銚子市第四保育所の施設の状況は表1のとおりです。

両施設ともに建築から40年以上が経過し、老朽化による維持管理経費の増大が課題となっています。

表1 施設の状況

	建築年	構造／階	延床面積	敷地面積
第二保育所	昭和60年	鉄筋コンクリート造 ／2階建て	1,396.63㎡	2,418.25㎡
第四保育所	昭和55年	鉄筋コンクリート造 ／2階建て	842.49㎡	1,447.88㎡



(2) 定員と利用児童数

銚子市第二保育所と銚子市第四保育所の定員及び利用児童数は、表2のとおりです。利用児童数は定員の9割程度です。

また、過去5か年の利用児童数の推移は表3のとおりで、利用児童数が減少していることが読み取れます。また、利用児童数の減少は今後も続くことが予想されます。

表2 定員と利用児童数（令和8年3月1日時点）

単位：人

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
第二保育所	150	7	20	23	25	29	29	133
第四保育所	120	7	18	16	24	22	25	112
合 計	270	14	38	39	49	51	54	245

表3 過去5年の利用児童数の推移（各年度3月1日時点）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第二保育所	132	126	120	117	106
第三保育所	85	74	70	57	49
第四保育所	111	113	111	116	105
海鹿島保育所	64	46	33	—	—
合 計	392	359	334	290	260

Ⅱ 統合保育所整備の基本方針

1 統合保育所整備の5つの基本方針

統合保育所の整備にあたっては、次に掲げる5つの基本方針に基づいて施設の整備を計画します。

(1) 子どもたちにとって安全・安心な施設整備

子どもたちが保育所での日々の生活や遊びを安全・安心にできることを第一に、安全性・防災性・防犯性に優れた施設整備を行います。

(2) 利用者に配慮した施設整備

ユニバーサルデザインを基本とし、利用児童や職員だけでなく保護者や来所者など、保育所に関わる全ての人が使いやすい施設整備を行います。

(3) 環境にやさしい施設整備

SDGsの要素を取り入れ、省エネルギー等できる限り環境にやさしい施設整備を行います。

(4) ライフサイクルコストに優れた施設整備

建築後の園舎の維持管理や修繕等を考慮し、メンテナンスの手間やコストに優れた建築資材・建築設備やデザインを選択するなど、ライフサイクルコストに優れた施設整備を行います。

(5) 感染症等への対策に配慮した施設整備

手洗い場への自動水栓の設置や、保護者が園舎内に立ち入らずに児童の送迎が可能となるように保育室の配置を検討するなど、保育所内での感染症の拡大防止の視点を持って施設整備を行います。

Ⅲ 統合保育所整備の基本計画

1 施設の種類

現在の銚子市第二保育所・銚子市第四保育所と同じく「認可保育所」として整備します。

2 定員

定員とその内訳は表4のとおりです。

表4 定員とその内訳

定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
120名	9	16	20	25	25	25
(仮) 100名	7	15	18	20	20	20
(仮) 90名	5	10	15	20	20	20

3 提供する保育サービス

提供する保育サービスは、表5のとおりです。

表5 提供する保育サービス

保育サービス	内 容 等
通常保育 (月～金曜日)	月曜日～金曜日 7時30分～18時30分
土曜保育	土曜日 7時30分～12時30分
延長保育	保育短時間認定児に対して以下の時間帯で延長保育を実施。 月曜日～土曜日 7時30分～8時30分 月曜日～金曜日 16時30分～18時30分
一時預かり事業	月曜日～金曜日 8時30分～16時30分
病(後)児保育事業	月曜日～金曜日 8時30分～16時30分

4 開所時期

令和12年4月1日の開所に向けて計画を進めていきます。

5 建設予定地

銚子市第二保育所と銚子市第四保育所との地理的な関係を考慮し、両保育所の間に位置する市有地が好ましいところですが、検討した結果、適した市有地はありませんでした。そこで銚子市第二保育所に隣接している後飯町公園の一部を建設予定地として選定しました。これは、保育所として必要な敷地面積が確保できること、令和6年度に駐車場を整備済みであること、現行の銚子市第二保育所に隣接しているため、引っ越しの負担も少ないことなどの理由があげられます。

6 建設予定地の都市計画

建設予定地の都市計画は表6のとおりです。

表6 建設予定地の都市計画

都市計画区域	区域内
用途地域の指定	第一種住居地域
建ぺい率（※1）	60%
容積率（※2）	200%

※1・・・建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合

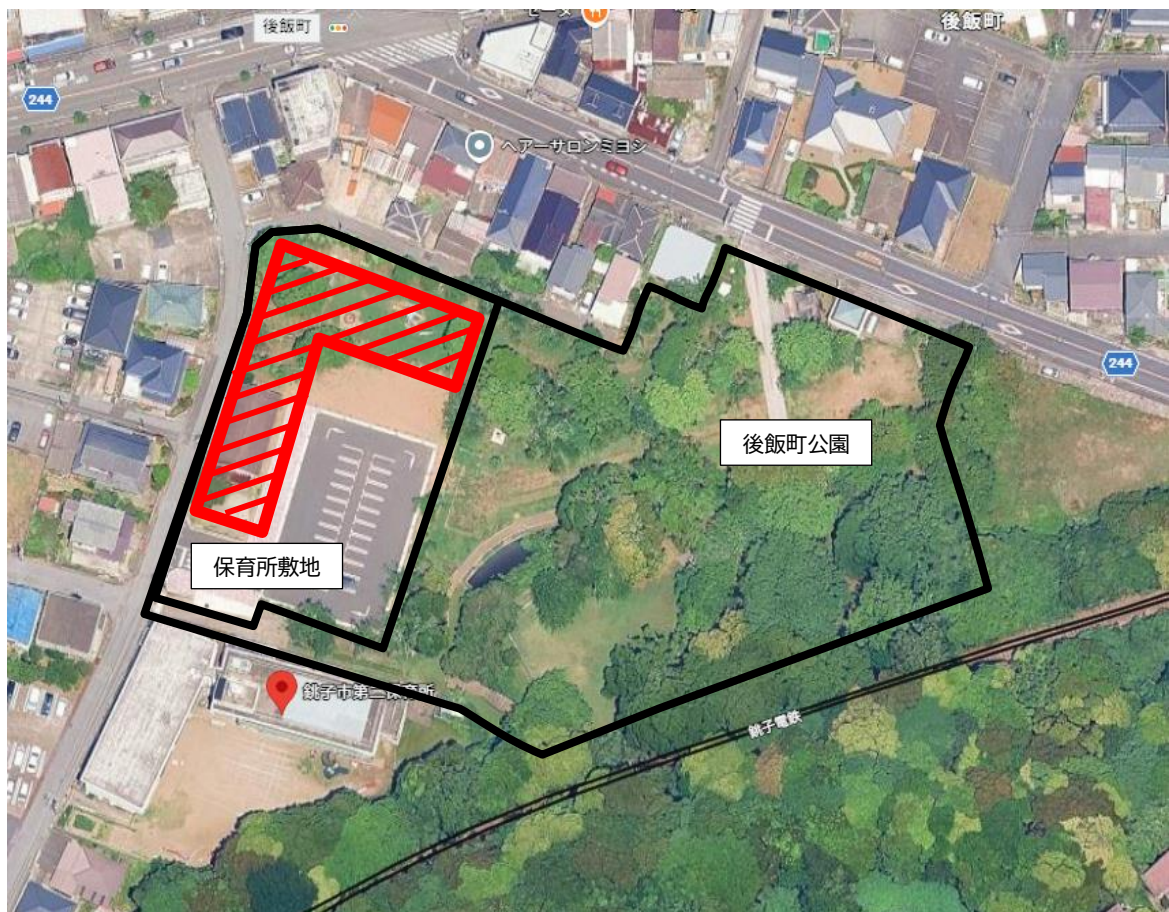
※2・・・容積率とは、敷地面積に対する延床面積（各階の床面積の合計）の割合

7 建設予定地の敷地面積と航空写真

建設予定地の敷地面積は、約2,800㎡です。後飯町公園（10,288㎡）の一部を占用し、保育所の敷地とします。

航空写真は図1のとおりです。

図1 建設予定地の航空写真



8 園舎の構造・階数

統合保育所園舎の構造は、「鉄骨造」または「木造」で計画しています。設計時に2つの構造を比較検討し、適した構造を採用します。

施設の利便性・安全性からも、平屋建てでの建設を計画しています。ただし、設計で一部2階建てとなる可能性もあります。

9 整備する施設

保育所には、以下の施設の整備を予定しています。詳細は次ページからの「IV 整備する施設の計画」で記載します。

1. 園舎 延床面積950～1,100㎡を想定
2. 屋外倉庫（物置） 40㎡程度を想定
3. 所庭（遊具や植栽を含む）
4. 駐車場（保護者用） 整備済み

なお、具体的な配置は、今後の設計で決定する予定です。

10 現在の利用児童の入所について

銚子市第二保育所及び銚子市第四保育所の在園児は、希望する場合は統合保育所の開所にあわせて統合保育所へ通所することが可能です。

11 新規入所希望児童の入所について

銚子市第二保育所及び銚子市第四保育所の在園児の統合保育所への通所児童数が確定した後、定員数まで新規入所希望者及び他の園からの転園希望者を受け入れます。

12 現保育所の取扱い

統合保育所の開所に伴い、銚子市第二保育所と銚子市第四保育所は、廃止となります。保育所廃止後の跡地の利用については、今後、検討していきます。

IV 整備する施設の計画

以下に記載する施設の整備を計画しています。

(設計の結果、変更となる場合があります)

1 園舎

記号	室 名	面積基準	必要設備
ア	保育室（０・１歳児）	乳児室：1.65㎡／人 ほふく室：3.30㎡／人	手洗い場 園児用ロッカー 午睡用布団置場 収納（棚） 掃除用具入れ
イ	保育室（２歳児）	1.98㎡／人（遊戯室と合算）	
ウ	保育室（３歳児）		
エ	保育室（４歳児）		
オ	保育室（５歳児）		
カ	調乳室		
キ	遊戯室	1.98㎡／人 （2歳児～5歳児保育室と合算）	ステージ 収納
ク	一時預かり保育室		
ケ	病児保育室		
コ	トイレ（３歳未満児用） 沐浴室・洗濯室		手洗い場
サ	トイレ（３歳以上児用）		手洗い場
シ	事務室 （医務スペースを兼ねる）		
ス	職員休憩室・更衣室		ロッカー
セ	相談室		
ソ	トイレ（職員用・来客用）		手洗い場
タ	調理関係室 ・調理室（厨房） ・前室　・検収室 ・食品保管庫		
チ	調理員関係室 ・休憩室　・更衣室 ・トイレ（調理員専用） ・洗濯室		ロッカー
ツ	倉庫（教材室）		棚
テ	その他 ・玄関　　・廊下 ・テラス		靴箱 防犯カメラ

ア～オ 保育室共通

- ・園児が健やかに毎日を過ごせる場として、自然の光や風を感じられるように採光や通風に配慮する。
- ・手洗い場を設ける。
- ・園児のバッグや荷物などを収納するために、園児ひとりにつき1個のロッカーを設ける。
- ・午睡用の布団を収納するための置き場を設ける。
- ・保育関係用品を整理収納するための収納（棚）を設ける。
- ・保育士が事務仕事をするためのスペースや事務書類の収納場所を設ける。
- ・掃除用具入れを各保育室に設ける。

ア 保育室（0・1歳児）

- ・ほふくスペース（畳）を設け、乳児がのびのびと寝転んだり、ほふくして体全体の運動をしたり休息したりできるようにする。

カ 調乳室

- ・保育室（0・1歳児）に隣接して設ける。

キ 遊戯室

- ・屋内運動場としての利用の他、入所式、発表会などの行事を開催する場所として利用する。
- ・地域住民の集会場所としても利用できるように、可能な限り、園舎の端に配置し、直接外へ出入りができるようにする。
- ・ステージを設け、ステージには緞帳（舞台幕）を設置する。
- ・ステージ照明は、ステージ上の園児の顔が明るく照らされるように配置する。
- ・音響設備を設置する。
- ・パイプ椅子や運動器具（跳箱・マットなど）を収納するための収納を設ける。

ク・ケ 一時預かり保育室、病児保育室

- ・定員を受け入れられる広さの部屋をそれぞれ確保する。

コ トイレ（3歳未満児用）・沐浴室・洗濯室

- ・保育室（0・1歳児）及び保育室（2歳児）に隣接して設ける。
- ・便器は洋式便器とする。
- ・手洗い場を設ける。
- ・洗濯機置き場を設ける。
- ・掃除用具入れを設ける。

サ トイレ（3歳以上児用）

- ・保育室（3歳児）に隣接して設ける。
- ・便器は洋式便器とする。
- ・トイレ内に職員用のブースも1ヶ所設ける。
- ・手洗い場を設ける。
- ・掃除用具入れを設ける。

シ 事務室

- ・職員が事務仕事をしたり、簡単な職員会議を開催できるだけの広さを確保する。
- ・書類を収納するための棚を設ける。
- ・PCやプリンターなど、必要な事務機器を配置する。
- ・医務スペースを事務室内に設ける。

ス 職員休憩室・更衣室

- ・職員が休憩するためのスペースを設ける。
- ・職員が着替えるためのスペースを設ける。
- ・更衣室にはロッカーを配置する。
- ・男性用更衣室を設ける。

セ 相談室

- ・プライバシーに配慮しながら保護者からの相談等に応じられる相談室を設ける。
- ・職員同士の打ち合わせや面談、オンライン講習会など多目的な用途で利用可能なスペースとして整備する。

ソ トイレ（職員用・来客用）

- ・職員用トイレ（女性職員の利用を想定）を設ける。
- ・多機能トイレ（女性職員の他に来客及び男性職員の利用を想定）を遊戯室の近くへ設ける。
- ・便器は洋式便器、便座は温水洗浄便座とする。

タ 調理関係室

- ・利用児童数120名＋職員数40名（想定）の合計160食分を調理するのに適した広さとする。
- ・食物アレルギーを持つ児童へ提供する除去食を調理するための場所を確保する。

チ 調理員関係室

- ・調理員が休憩、事務仕事をするための部屋を設ける。
- ・調理員が着替えるためのスペースを設ける。
- ・更衣室にはロッカーを配置する。
- ・調理員専用のトイレを設け、便器は洋式便器とする。
- ・調理員の白衣を洗濯するための洗濯機置き場及び物干しスペースを設ける。

ツ 倉庫（教材室）

- ・保育所の様々な備品を置くための倉庫を設ける。
- ・紙芝居や画用紙などの保育教材を置くスペースを設ける。

テ その他

- ・玄関（職員用と来客用を兼ねる）を設け、玄関には靴箱を設ける。
- ・廊下は利用児童や職員がストレスなくすれ違える十分な広さとする。
- ・各保育室に面してテラスを設け、テラスには手洗い場及び利用児童用の靴箱を設ける。
- ・各部屋エアコン完備。
- ・各保育室、事務室、調理員室、遊戯室・相談室へはLAN配線を整備。
- ・防犯カメラを設置。

2 屋外倉庫（物置）

屋外で使用する物品を収納するために、屋外に倉庫を設ける。
広さは40㎡程度を想定している。

3 所庭

所庭（屋外遊技場）の整備基準は、3.30㎡／人（2歳以上児）となる。
所庭で運動会は行わないため、トラックは設けない。
所庭には、ブランコ・滑り台・鉄棒などの遊具や砂場の設置を計画する。

4 駐車場

保護者用の駐車場（来客用を兼ねる）は既設の駐車場（20台）を利用する。

5 その他の屋外施設

常設のプールは設置しない。遊びのために、プールを設置するスペースを設ける。

V 事業スケジュール

1 統合保育所建設の流れ



2 事業スケジュール表

事業スケジュールの主な項目を表にすると、表7のとおりです。

表7 事業スケジュール表

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本計画の策定					
パブコメ・ 説明会の開催					
設 計					
建設工事					
名称決定					
開所準備					
統合保育所開所					4/1開設
旧園舎の解体工事					

銚子市公立保育所再編基本計画

令和8年 月

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1-1

銚子市子育て支援課保育班

電話：0479-24-8967 ／ FAX：0479-25-7502

Mail：kosodate@city.choshi.lg.jp